

事務連絡（保255）

平成21年3月17日

都道府県医師会  
保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
藤原 淳

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の延長に伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載の見直しについて

70歳代前半（70～75歳未満）の被保険者（現役並み所得者を除く）に係る一部負担金等の軽減特例措置の補正予算案が国会で可決され、平成22年3月31日まで1年間延長されることが決定したことは、先般ご送付申し上げました、全国健康保険協会の「健康保険高齢受給者証の更新について」（平成21年3月16日付日医発第1162号（保254））において、ご案内申し上げたところであります。

同様に、健康保険組合及び国民健康保険の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置も平成22年3月31日まで1年間延長されることになりました。

これに伴い、健康保険組合及び国民健康保険の被保険者等の高齢受給者証において、「一部負担金の割合」欄の記載（「2割（ただし、平成21年3月31日までは1割）」）が、「2割（ただし、平成22年3月31日までは1割）」と記載された「高齢受給者証」に本年3月31日までに更新されますのでご連絡申し上げます。

なお、有効期限が年度途中の場合には、その有効期間が満了する日までを記載し、有効期間満了後の更新の際に、「2割（ただし、平成22年3月31日までは1割）」と記載しても差し支えないことになっておりますことを申し添えます。

[有効期限が年度途中の例]

例 1) 有効期限が平成21年7月31日の被保険者の場合

「一部負担割合」欄「2割(ただし、平成21年3月31日までは1割)」が  
「2割(ただし、平成21年7月31日までは1割)」と  
記載されたものが再発行され、8月の更新時に「2割(ただし、平成22年3  
月31日までは1割)」の記載となる場合があります。

例 2) 有効期限が平成21年8月31日の被保険者の場合

「一部負担割合」欄「2割(ただし、平成21年3月31日までは1割)」が  
「2割(ただし、平成21年8月31日までは1割)」と  
記載されたものが再発行され、9月の更新時に「2割(ただし、平成22年3  
月31日までは1割)」の記載となる場合があります。

(添付資料)

1. 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の延長に伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載の見直しについて  
〔平21.1.27 事務連絡 厚生労働省保険局保険課〕
2. 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の延長に伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載の見直しについて  
〔平21.2.5 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課〕

事務連絡  
平成21年1月27日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置  
の延長に伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載の見直しにつ  
いて

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り  
厚く御礼申し上げます。

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置が平成22年  
3月31日まで1年間延長されることにつきましては、「70歳代前半の被保  
険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」の一部改正につ  
いて（平成20年11月12日保発第1112007号）において通知され  
たところですが、このことに伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載につい  
ては、下記のとおりとしていただきますようお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしく  
お願いいたします。

#### 記

70～74歳の者（現役並み所得者を除く。）に係る高齢受給者証の「一部  
負担金の割合」欄の記載については、原則として、「2割（ただし、平成21  
年3月31日までは1割）」としていただいているところですが、本年3月3  
1日までに、「2割（ただし、平成22年3月31日までは1割）」と記載した  
高齢受給者証に更新してください。（既にこのような記載で発行されている場  
合を除く。）

なお、有効期限が平成21年8月31日である等、年度の途中の場合は、同  
欄の記載を「2割（ただし、平成21年8月31日までは1割）」として再発  
行し、同年9月に行われる更新の際に「2割（ただし、平成22年3月31日

までは1割)」とすることは差し支えありません。

また、「一部負担金の割合」欄の余白が足りない、システム上の文字数が足りないなどの理由により、対応が不可能である場合に限り、保険者の判断において、例外的に「1割」又は文字数を短縮（Ex. 「2割（平成22年3月末日までは1割）」）することも差し支えありません。

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 2 月 5 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置  
の延長に伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載の見直しにつ  
いて

国民健康保険の運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り  
厚く御礼申し上げます。

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置が平成22年  
3月31日まで1年間延長されることにつきましては、「70歳代前半の被保  
険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」の一部改正につ  
いて（平成20年11月12日付け保発第1112003号）において通知  
されたところですが、このことに伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載につ  
いては、下記のとおりとしていただきますようお願いいたします。

なお、貴管内保険者等への周知徹底等、特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

70～74歳の被保険者（現役並み所得者を除く。）に係る高齢受給者証の  
「一部負担金の割合」欄の記載については、原則として、「2割（ただし、平  
成21年3月31日までは1割）」としているところであるが、本年3月31  
日までに、「2割（ただし、平成22年3月31日までは1割）」と記載した高  
齢受給者証に更新すること。

なお、有効期限が平成21年7月31日である等、年度途中の場合は、「2  
割（ただし、平成21年7月31日までは1割）」と記載した証を再発行し、  
同年8月の更新の際に「2割（ただし、平成22年3月31日までは1割）」  
と記載した証を発行することは差し支えない。

また、同欄の余白が足りない、システム上の文字数が足りないなどの理由により、対応が不可能である場合に限り、保険者の判断において、例外的に「1割」と記載すること又は文字数を短縮（例、「2割（平成22年3月末日までは1割）」）することも差し支えない。